

陳情第 1 1 5 号	受理年月日	平成 3 0 年 1 2 月 4 日
付託委員会	保健病院委員会	
件名	生活保護受給者への通院交通費等の申請に対する適切な助言、指導について	
要旨	<p>病気や失業、老齢などで困窮した人が生活保護を受給する場合、生活扶助、住宅扶助などの最低限度の生活に必要な費用が給付されているが、医療や介護などの費用は必要なときに申請し、現物給付や金銭給付などで支給される。通院費についても、医療に伴う臨時的なものであるため、本人が毎月の通院実績等を報告して、給付を受けることができる。</p> <p>しかし、生活保護受給者は、保護開始時に説明を受け、生活保護のしおりに説明が書かれていても、頭に入っていないため、少ない生活扶助費から交通費を捻出して、食費などを圧迫している例がみられる。また、知人などから教えてもらって担当ケースワーカーに相談しても間違っただけの情報を与えられ、諦める例もしばしば聞かれる。</p> <p>担当ケースワーカーは、医療扶助の実態を把握しているため、通院交通費の申請を助言してもらえれば、多くの保護受給者が助かる。</p> <p>以上のことから、下記のとおり改善していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者が医療扶助を受けるときは、申請により通院交通費（移送費）等の給付を受けることができることを助言し、申請を促すこと。</li> <li>被服費、家具じゅう器費、移送費など、さまざまな臨時的生活費についても、該当する可能性がある場合は速やかに助言を行うこと。</li> </ol>	